

令和7年度 滋賀県私立学校特別修学補助金 について(お知らせ)

滋賀県では、私立高等学校等に在籍する生徒の学資負担の軽減を図るため、私立高等学校等を設置する学校法人に対して「滋賀県私立学校特別修学補助金」を交付しています。

各学校では、この制度に基づいて授業料の一部を減免しますので、この説明書をよくお読みいただき、学校が指定する日までに学校へ申請してください。

「滋賀県私立学校特別修学補助金」は、先に申請されている国の「高等学校等就学支援金」に上乗せする滋賀県独自の制度です。

補助の対象生徒

以下の①～④の要件を全て満たしていること。

- ① 生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学したこと。
- ② 生徒が滋賀県内の全日制・定時制課程の私立高等学校または私立中等教育学校後期課程に在籍していること。
- ③ 保護者等が滋賀県内に居住していること。
- ④ 保護者等の世帯年収が590万円以上910万円未満であること【目安】
※高等学校等就学支援金の加算なし区分（支給額9,900円／月）に該当

ただし、「滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金」を受けている生徒は補助の対象となりません。

授業料減免額

最大 59,400 円／年

うち3子以上世帯（※）：最大 59,400 円／年を加算します

※保護者等が扶養している23歳未満の兄弟姉妹が生徒本人を含めて3人以上いる世帯が対象です。

※特別の理由により授業料が軽減されている場合や授業料相当額の給付を受けている場合
⇒軽減額または給付額を控除した授業料額が59,400円／年（3子以上世帯の場合は118,800円／年）を下回る場合は、授業料額が上限となります。

提出書類

- ① 授業料減免申請書（別記様式第1号）
- ② 所得確認書類 → 下記の書類（写し可）が必要です。
・『令和7年度市（町）民・県民税課税証明書』

※高等学校等就学支援金を受給している場合は、上記②の所得確認書類の提出を省略することができます。

※高等学校等就学支援金を受給されていない場合は、上記②の所得確認書類により個別に対応します。所得確認書類を授業料減免申請書（別記様式第1号）に添付し、学校に申請してください。

※保護者（親権者）が2名の場合は、原則として2名分の所得確認書類が必要です。

※『市(町)民税・県民税課税証明書』はお住まいの市役所・町役場等の税の窓口で発行されます。（発行にあたっては手数料が必要です。）

※課税証明書を取得する場合は、記載の省略のない全部事項証明の課税証明書を提出してください。

申請書の提出先

学校が指定する日までに、学校へ提出してください。

注 意 事 項

提出書類は、必ず学校が指定する日までに提出してください。提出期限を過ぎますと、授業料の減免が受けられませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

申請書の添付書類、授業料減免の時期など分からないことがあれば、生徒が在籍する私立高等学校等の事務室までお問い合わせください。その他の事柄については滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課私学振興係（TEL 077-528-3273）までお問い合わせください。

個人情報について

滋賀県および各私立高等学校等では、個人情報の適切な管理に努め、申請時に提出していただいた個人情報は当該補助金の交付事務以外には使用いたしません。